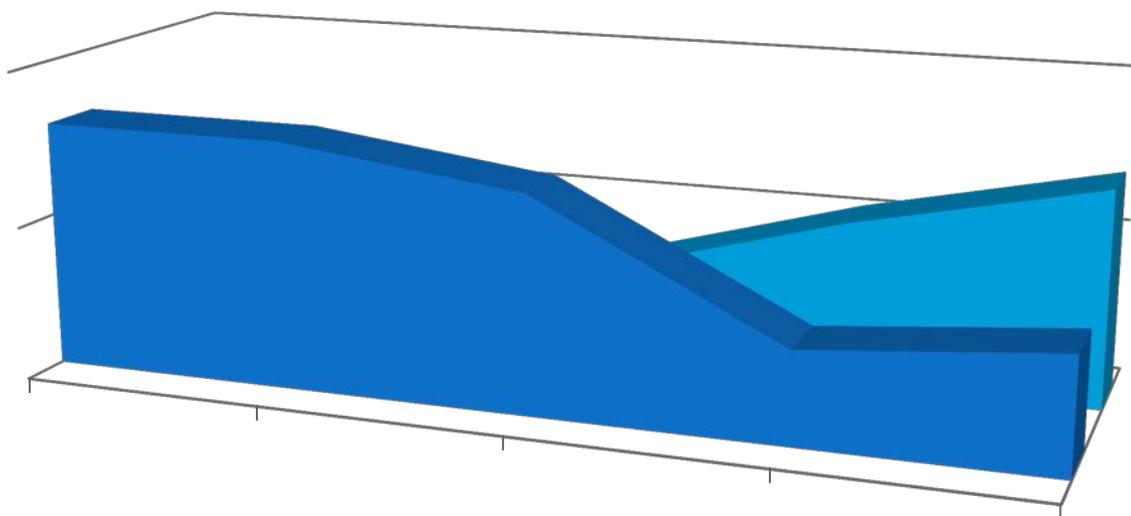


# 行政機関以外の機関が作成する統計について (参照条文)



総務省

平成28年11月4日  
政策統括官(統計基準担当)

# 目 次

1. 旧統計法等
2. 統計法
3. 統計法施行令
4. 日本銀行法等

# 1. 旧統計法等

## ○旧統計法(昭和二十二年法律第十八号)(抄)

(指定統計調査以外の統計調査)

### 第八条

- 1 指定統計調査以外の統計調査を行う場合には、調査実施者は、その調査に関し、前条第一項第一号に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。ただし、統計報告調整法(昭和二十七年法律第百四十八号)の規定により総務大臣の承認を受けた場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定により届け出べき統計調査の範囲その他の事項については、政令でこれを定める。
- 3 総務大臣は、必要と認めるときは、関係各行政機関若しくは地方公共団体の長又は教育委員会に対し、指定統計調査以外の統計調査の変更又は中止を求めることができる。

## ○届出を要する統計調査の範囲に関する政令(昭和二十五年政令第五十八号)

(届出を要する統計調査の範囲)

第二条 統計法第八条第一項の規定によって届出を要する統計調査とは、国、都道府県、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)、日本銀行及び日本商工会議所が集計し、かつ、製表することを目的として申告若しくは報告又は資料の提出を求める統計調査で、都道府県若しくは指定都市の区域、都の特別区の存する区域又は二以上の都道府県の区域にわたって行うもの並びに指定都市以外の市がその市の区域について集計し、かつ、製表することを目的として申告若しくは報告又は資料の提出を求めて行う次の各号に掲げる統計調査をいう。

- 一 土地に関する統計調査
- 二 人口、世帯及び住宅に関する統計調査
- 三 物価及び生計費(家計費を含む。)に関する統計調査
- 四 公衆衛生に関する統計調査
- 五 雇用若しくは失業又は賃金に関する統計調査
- 六 商品の販売及び仕入れの額並びに企業の資本の額に関する統計調査
- 七 生産高、原料及び動力燃料の消費量並びに在庫品の数量に関する統計調査

## 2. 統計法

### 統計法(平成十九年法律第五十三号)(抄)

(定義)

#### 第二条

1(略)

2 この法律において「独立行政法人等」とは、次に掲げる法人をいう。

一 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次号において同じ。)

二 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人を除く。)又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

3 この法律において「公的統計」とは、行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等(以下「行政機関等」という。)が作成する統計をいう。

4(略)

5 この法律において「統計調査」とは、行政機関等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一～三(略)

6～12(略)

(基本理念)

#### 第三条

1 公的統計は、行政機関等における相互の協力及び適切な役割分担の下に、体系的に整備されなければならない。

2 公的統計は、適切かつ合理的な方法により、かつ、中立性及び信頼性が確保されるように作成されなければならない。

3 公的統計は、広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供されなければならない。

4 公的統計の作成に用いられた個人又は法人その他の団体に関する秘密は、保護されなければならない。

## 2. 統計法

統計法(平成十九年法律第五十三号)(抄)

(基本計画)

第四条

- 1 政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針
  - 二 公的統計を整備するために政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
  - 三 その他公的統計の整備を推進するために必要な事項
- 3 基本計画を定めるに当たっては、公的統計について、基幹統計に係る事項とその他の公的統計に係る事項とを区分して記載しなければならない。
- 4 総務大臣は、統計委員会の意見を聴いて、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 総務大臣は、前項の規定により基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、総務省令で定めるところにより、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 政府は、統計をめぐる社会経済情勢の変化を勘案し、及び公的統計の整備に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。この場合においては、前二項の規定を準用する。

## 2. 統計法

### 統計法(平成19年法律第53号)(抄)

#### (地方公共団体が行う統計調査)

#### 第二十四条

1 地方公共団体(地方公共団体の規模を勘案して政令で定めるものに限る。第三十条、第四十一条第五号及び第六号並びに第五十三条を除き、以下同じ。)の長その他の執行機関は、統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 調査の名称及び目的
- 二 調査対象の範囲
- 三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
- 四 報告を求める者
- 五 報告を求めるために用いる方法
- 六 報告を求める期間

2 総務大臣は、前項の規定による届出のあった統計調査が基幹統計調査の実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該地方公共団体の長その他の執行機関に対し、当該届出のあった統計調査の変更又は中止を求めることができる。

#### (独立行政法人等が行う統計調査)

第二十五条 独立行政法人等(その業務の内容その他の事情を勘案して大規模な統計調査を行うことが想定されるものとして政令で定めるものに限る。)は、統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

## 2. 統計法

統計法(平成19年法律第53号)(抄)

(施行の状況の公表等)

第五十五条

- 1 総務大臣は、行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。
- 2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、委員会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、前項の規定による報告があったときは、この法律の施行に関し、内閣総理大臣、総務大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を述べるることができる。

# 3. 統計法施行令

統計法施行令(平成二十年政令第三百三十四号)(抄)

(公的統計の作成主体となるべき法人)

第一条 統計法(以下「法」という。)第二条第二項第二号の政令で定める法人は、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保険機構、放送大学学園及び預金保険機構とする。

(統計調査の届出をしなければならない地方公共団体及び当該届出の手続)

第七条

- 1 法第二十四条第一項の政令で定める地方公共団体は、都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)とする。
- 2 法第二十四条第一項の規定による届出は、当該届出に係る統計調査を行う日の三十日前までに同項各号に掲げる事項を記載した書類を届け出ることにより行うものとする。
- 3 前項の書類には、調査票を添付しなければならない。

(統計調査の届出をしなければならない独立行政法人等及び当該届出の手続)

第八条

- 1 法第二十五条の政令で定める独立行政法人等は、日本銀行とする。
- 2 前条第二項及び第三項の規定は、法第二十五条の届出について準用する。

# 4. 日本銀行法等

日本銀行法(平成九年六月十八日法律第八十九号)

(規程)

第五十九条 日本銀行は、この法律で別に定めるものを除くほか、組織その他に関する規程を作成したときは、遅滞なく、これを財務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

日本銀行組織規程(施行1998年4月1日、最終改正2016年1月29日)

(調査統計局の事務)

第十九条 調査統計局においては、次の事務をつかさどる。

- 一 国内の経済及び財政に関連する調査及び分析
- 二 統計に関する事務